

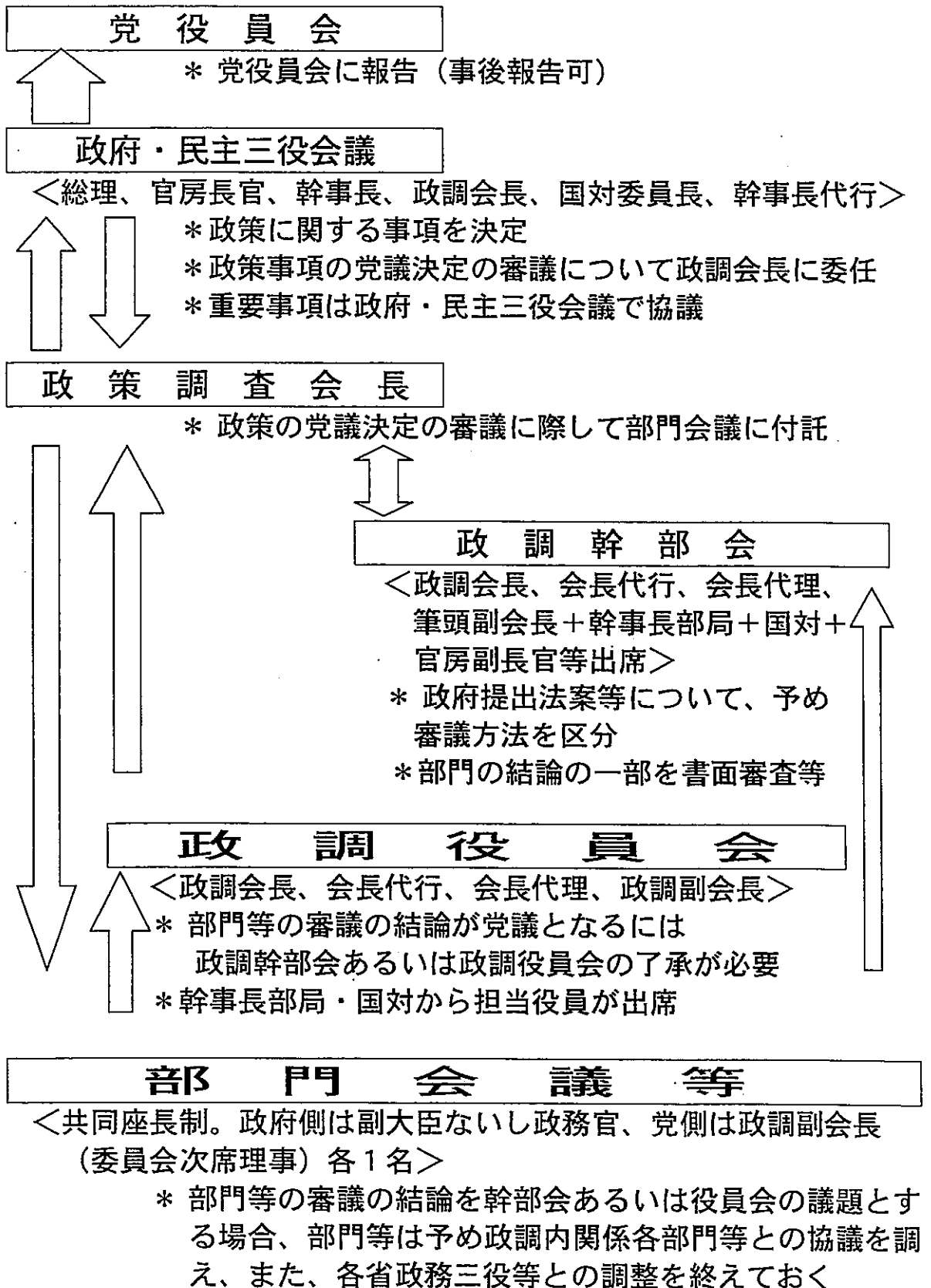
2011年9月12日党役員会確認

## 政策に係る党議の決定について

- 1 党の政策に係る党議の決定については、党規約の趣旨と政権与党となって以来の経緯を踏まえ、「政府・民主三役会議」において決し、党役員会に報告する。
- 2 「政府・民主三役会議」は予め、政策の党議の決定に関して、政策調査会長に委任することができる。
- 3 「政府・民主三役会議」は、必要に応じて担当閣僚の同席を求めることができる。
- 4 政策調査会長に委任された政策事項は、政調役員会等の審議を経て党役員会に報告することをもって党議とする。
- 5 政調役員会は、政策調査会長、会長代行、会長代理、政調副会長（部門会議党側座長及び政策調査会長が指名する者）をもって構成する。
- 6 政策調査会長を補佐し、政策調査会の運営と審議を円滑に進めるため、会長、会長代行、会長代理、筆頭副会長をもって政調幹部会を置く。政調幹部会には、幹事長部局及び国対の担当役員、内閣官房副長官及び必要な政務三役の出席を要請する。
- 7 政調会長の下に部門会議を置き、政調副会長をもって部門会議の座長に充てる。また、複数の部門会議に渡る案件を審議するため、調査会もしくはPTを設置することができる。
- 8 各部門の運営に関しては、共同座長制とし、政府側(副大臣ないし政務官)と党側(委員会議理事)が各一名就任する。
- 9 政策調査会長は、政策に係る党議決定の審議に際して、部門会議、調査会、PTに付託する。
- 10 部門等の審議の結論は、政調幹部会あるいは政調役員会の了承を経た上で党議となる。部門等の審議の結論を幹部会あるいは役員会の議題とする場合、部門等は予め政調内関係各部門等との協議を調べ、また各省政務三役等との調整を終えておくこととする。
- 11 政府提出法案等については予め、政調幹部会において「政調幹部会で審議するもの」「政調役員会で審議するもの」に区分する。
- 12 部門会議のほかに設置される調査会、PT、WTは、必要最低限のものとし、議員の議論への参加をできる限り担保する。なお、従前のPT等は新体制の発足にあたり一旦廃止し、必要なものは改めて政調役員会の了承に基づき設置する。

以上

## 政策決定のしくみ（メモ）



「政策に係る党議の決定について」の考え方

◎新システムのポイントはなにか

- 内閣・党一体で政策を推進するために、党の政策決定過程において「全員参加」「丁寧な議論」「迅速な決定」を前進させることです。
- 野田総理・代表は、政調会長がその責務を一層的確に果たすために、「政府の政策決定については、党政調会長の了承」を原則とするとの方針を示されたと理解しています。これは「政策決定の政府一元化」と矛盾するものではなく、政府・与党一体を担保するという意味で、「政策決定の政府一元化」の一形態です。
- 同時に、「ねじれ国会」の現実において政党間協議を促進させるため、党議の決定とその手続きに関して分かりやすく明快にさせました。閣僚との兼務ではなく政調会長を党の政策責任者としたことも含め、政党間の協議を促進させることが大きな目的の一つです。
- ここでいう政調会長とは、全議員が政策議論に参加する政策調査会の責任者という意味であり、すなわち、与党議員全員が政権に対して責任を發揮し、政府と与党が一体で政策を推進するということです。

◎「政府・民主三役会議」とはなにか

- 09年総選挙後の政権交代時に野党を前提とした現行規約の「弾力運用」「政策決定の政府一元化」を両院議員総会として確認し、「政府・民主首脳会議」等で内閣と党の意思疎通を行ってきました。
- 今回、政府と与党が一体で政策決定に責任をもつために、総理および官房長官、幹事長、政調会長、国対委員長、幹事長代行の6人で構成する政策決定組織として「政府・民主三役会議」が設けられました。
- ただし、「政府・民主三役会議」で決した党議については、党役員会に報告することで、党規約の趣旨をも汲み取っています。

◎政調会長の権限強化が目的か

- 政調会長の権限強化ではなく、責任強化です。重要事項については「政府・民主三役会議」で責任を共有することも確認しています。
- 党の政策審議機関の長が政調会長であり、政調会長の了承を得るとは、党議員全員が議論に参加し、丁寧かつ迅速な審議を進め、結論を出すことに対して政調会長が職責を果たすという意味です。従って、政調会長代行を新たに置き、補佐体制を重厚にしています。
- また、各部門会議、政調幹部会、政調役員会など、民主的に政策議論を

進め、決定する組織も明確にし、わかりやすく、かつ責任を果たせる党内ルールの確立を図りました。

◎「政府案決定前の党による事前審査」と捉えてよいか

- 政府と党の両方で構成する「政府・民主三役会議」で決することになりますから、旧政権における「事前審査」とは異なります。与党および与党議員が、政府の政策決定に責任をもち、その推進にも責任を持つという意味です。
- 党規約の趣旨と政策決定の一元化という政権交代以来の経緯を踏まえ、政策の決定組織を「政府・民主三役会議」として確認し、党役員会に報告することとしました。
- また、党議決定の審議に関しては政調会長が委任を受けることとし、会長は部門等に案件を付託し、部門等の結論については政調幹部会で調整し、政調役員会で決することとしました。重要事項については「政府・民主三役会議」において綿密な意思疎通を図り、決することになります。

◎政策決定が遅れ、法案作成や国会提出が遅れないか

- 「政府・民主三役会議」から政調会長が委任を受けるということは、内閣や国会対策委員会等からの要請を受け、適切な時期までに政調会長のリーダーシップに基づき結論導き出すという意味です。
- また、重要事項については「政府・民主三役会議」で常に意思疎通を図るとともに、政調幹部会に副長官等が出席します。また、部門会議も政府側と党側の共同座長方式を採用することで迅速に決定します。
- 万が一、決定が大幅に遅れるような事態が起こりうると判断した場合、その事項については「政府・民主三役会議」に戻すことも理論的にはありえますが、そのようなことにはならず、部門会議、政調役員会が適切に案件を処理すると考えます。

◎「族議員」化しないか

- 基本的に民主党には族議員は存在しません。野田代表に選任された政調会長の責任、そして会長を補佐する会長代行、会長代理、副会長などが相互にチェックするシステムを採用します。
- また、各部門の審議における「合議」とも言うべき、「政調内関係各部門等との協議、各省政務三役等との調整」によって、さらには「政調役員会」という横断組織における審議、決定で担保されます。
- また、調査会やPTの設置も多く議員ができるだけ参加できるように、一度リセットし、設置に当たっても政調役員会の了承を条件とすることで、各部門会議・合同部門会議の審議を豊富化することをめざします。

### ◎議員立法調整チームは廃止するのか

- 会議体を少なくし、シンプルなシステムを採用することで、分かりやすい運営を行うために、従来の「議員立法調整チーム」は廃止し、政調幹部会で調整し、政調役員会で決めていきます。
- 政調幹部会に官房副長官が出席し、部門等で結論を出す前提として「政調内関係各部門等との協議、各省政務三役等との調整」を済ませる前提ですから、実質的にはいままでと変わらず、むしろ分かりやすくなります。

### ◎政調幹部会への政府側出席者は

- 内閣官房副長官、官房副長官補がそれぞれ出席します。副長官も副長官補もそれぞれ担務が違うため、時にお二人が出席し、ときにどちらかが出席することになると思います。
- 従って、「政府・民主三役会議」で大枠の意思統一を図り、各部門は共同座長制で政策決定の円滑化を図り、政調幹部会で政府法案、政府法案の修正、議員立法など政策全体について調整することになります。
- なお、政調幹部会には幹事長部局及び国対の担当役員も出席し、幹事長部局、政調、国対間の意思疎通の円滑化、責任の共有化を図ります。
- また、政調役員会にも、幹事長部局、国会対策委員会から担当役員が出席し、政調からも幹事長部局、国会対策委員会に担当役員が出席します。

### ◎部門以外の調査会、PT のイメージは

- 調査会については、税制調査会、憲法調査会などが考えられます。
- PT については、大震災復興対策などが考えられます。
- このほかに、エネルギー・電力供給、新成長戦略、「マニフェスト検証」なども考えられます。

### ◎政調組織のイメージは

- 政調幹部会(会長・会長代行・会長代理衆参各一名・筆頭副会長の5名)は会長を補佐し、政調会の運営に責任を持ち、また政府法案等において議論が少ないものは部門会議の結論を審議・決裁する。いわば「政調会長官房」とも言うべきものです。
- 通常の審議・決定は、「政調役員会」で行います。従来は政調役員会は会長が任命した副会長で構成する連絡調整組織でした。審議・決定組織は各部門会議座長等も加わった「拡大政調役員会」としてきました。  
しかし、政調の責任、重みが増し、かつ迅速な審議という意味で、各部門の座長も副会長として会長が選任し、横断的に審議組織は「政調役員会」に一本化しました。
- 「政策に係る党議の決定について」の10項においては、政調幹部会と政

調役員会が党議の前提となる了承機関と位置付けられていますが、これは予め政調役員会において一任を得たものについて幹部会で書面審査を行って処理するもの(全会一致法案や予算を伴わない個別部門に係る法案の軽微な修正等)、また役員会で政調会長一任とされたものについて、会長による意思決定を補佐するという意味です。

- 各部門の運営については、党側座長(政調副会長)と政府側座長(副大臣ないし政務官)による共同運営は従来どおりです。また、各部門の円滑な運営を進めるための「コアメンバー会議」も従来通り設ける予定です。

以上

2011年9月12日

## 政策決定に係る政府への要請

1. 「政府・民主三役会議」において確認された「政策に係る党議の決定について」を踏まえ、政府に以下、要請します。
2. 政府の政策決定のうち、党議の対象とする案件は、以下としたい。
  - 閣議決定案件（法律案、予算、条約等）
  - 総理が主催する会議で決定するもの
  - その他、「政府・民主三役会議」が指定するもの
3. 党議に係る手続きを円滑に進めるため、原則として以下の期日までに案件の件名、概要、閣議決定もしくは会議決定を予定する期日を党に報告していただきたい。
  - 通常国会に提出する案件は、政府の定める登録期日の前日
  - 通常国会以外の国会に提出する案件は、当該国会の召集日の前日
  - 上記以外の案件は、決定を予定する期日の4週間前を基本とするなお、期日の前であっても可能な限り情報を党側に提供するなど、手続きの円滑化に向けた対応に努めること。
4. 上記の報告は、政調幹部（政調会長、会長代行、会長代理、筆頭副会長）及び所管部門の党側座長にされたい。
5. 党議決定を要する政府案件は、閣議決定等の期日の前日までに終わることを基本とし、そのために、部門会議等の運営・審議等について共同座長制を含め、政府側・党側が協力すること。また、政調幹部会に内閣官房副長官等の出席を要請する。

以上